

西東京市第4次行財政改革大綱
アクションプラン
(令和2年度版)



西東京市マスコットキャラクター
「いこいな」
©シンエイ/西東京市

令和2年3月

西 東 京 市

目 次

～将来見通しを踏まえた持続可能で自立的な自治体経営の確立～	1
I アクションプランについて	2
II 体系別取組一覧	2
III 実施項目	4
基本方針Ⅰ 経営の発想に基づいた将来への備え	4
(1) ファシリティマネジメントの推進	
(2) 受益者負担の適正化	
(3) 特別会計の持続性の確保	
基本方針Ⅱ 選択と集中による適正な行政資源の配分	15
(1) 戦略的な行政資源の活用	
(2) 固定的な経費の削減	
(3) 補助金・負担金の適正化	
基本方針Ⅲ 効果的なサービス提供の仕組みづくり	29
(1) 地域の多様な活動主体との連携と協働	
(2) 民間活力の活用促進	
(3) 戦略的な組織体制の構築と人材育成の充実	
基本方針Ⅳ 安定的な自主財源の確保	42
(1) 徴収率の向上	
(2) 市有財産の有効活用による歳入の確保	
(3) 新たな歳入項目の創出	

～将来見通しを踏まえた持続可能で自立的な自治体経営の確立～

西東京市では、平成26年度に市の最上位計画である第2次総合計画をスタートさせるとともに、平成26年3月に1年前倒しして、平成26年度から平成35年度までの10年間を実施期間とする「第4次行財政改革大綱」を策定し、「将来見通しを踏まえた持続可能で自立的な自治体経営の確立」を目指して、積極的に行財政改革に取り組んできました。

しかしながら、昨今の景気の回復基調等に伴う市税収入の伸びが見込まれる一方で、少子高齢化の進展や社会経済情勢の変化に伴う社会保障関連経費の増加などを背景として、市財政の硬直化は一層深刻化しております。

そのような厳しい財政状況の中、将来にわたり安定した行財政運営を行い、市民サービスの維持・向上を図っていくためには、時代の変化に対応したさらなる行財政改革が求められています。

平成30年度は第4次行財政改革大綱の実施期間の中間年にあたることから、これまでの取組の成果と課題を十分に検証した上で、社会経済情勢の変化を踏まえ、中間の見直しを行い、「第4次行財政改革大綱後期基本方針」を策定しました。

「第4次行財政改革大綱後期基本方針」では、これまでの取組を評価し、継承し、発展させ、目指すべき将来像の達成に向けた今後の行財政改革の取組として、次の4つの基本方針を設定しています。

基本方針Ⅰ 経営の発想に基づいた将来への備え

基本方針Ⅱ 選択と集中による適正な行政資源の配分

基本方針Ⅲ 効果的なサービス提供の仕組みづくり

基本方針Ⅳ 安定的な自主財源の確保

また、「第4次行財政改革大綱後期基本方針」では、「第4次行財政改革大綱」において位置づけた4つの基本方針は存置しつつ、基本方針に紐付けられた推進項目について、社会経済情勢の変化や各項目の達成状況を踏まえ、継続すべきもの、新規に盛り込むべきものや時点修正を加えるものなどを総合的に判断し、推進項目の再構築を図りました。

I アクションプランについて

第4次行財政改革大綱アクションプランでは、基本方針に基づき、長期的な視点で継続して取り組む必要があると認められる項目を、主要実施項目として位置付けています。

また、取組の機動性・柔軟性を高めるため、毎年度見直しを行うこととし、令和2年度は全43の項目からなるアクションプランを策定し、取組の進捗状況や財政効果額等を可能な限り明らかにすることにより、取組の「見える化」を図りました。

II 体系別取組一覧

基本方針 I 経営の発想に基づいた将来への備え

推進項目	番号	実施項目	種別	担当課	掲載ページ
(1) ファシリティマネジメントの推進	1	公共施設等マネジメントの推進	主要	公共施設マネジメント課・関係各課	4
(2) 受益者負担の適正化	2	施設使用料・手数料の適正化	主要	企画政策課・関係各課	5
	3	学校施設使用料の適正化		社会教育課	6
	4	検診等サービスの効果的な運用と利用者負担の適正化		健康課	7
	5	利用者負担（保育料）の見直し		保育課	8
	6	学童クラブ育成料の見直し		児童青少年課	9
	7	私道整備における受益者負担の適正化		道路建設課	10
	8	占用料の適正化		道路管理課・みどり公園課・下水道課	11
(3) 特別会計の持続性の確保	9	国民健康保険特別会計の健全化	主要	保険年金課	12
	10	介護給付の適正化	31新規 主要	高齢者支援課	13
	11	下水道事業会計の健全化	主要	下水道課	14

基本方針 II 選択と集中による適正な行政資源の配分

推進項目	番号	実施項目	種別	担当課	掲載ページ
(1) 戦略的な行政資源の活用	12	行政評価の効果的運用	主要	企画政策課	15
	13	予算編成業務改革		財政課	17
	14	定員管理の適正化		企画政策課	18
(2) 固定的な経費の削減	15	人件費の抑制	主要	職員課・関係各課	19
	16	AI・RPA等の活用による業務改善	31新規 主要	情報推進課・職員課・企画政策課・関係各課	20
	17	給与支給・福利厚生事務等の効率化		職員課	21
	18	投票事務の効率化		選挙管理委員会事務局	22
	19	住民票等自動交付機の廃止		市民課	23
	20	出納業務の見直し・効率化		会計課	24
	21	庁用車の保有台数の削減		総務課	25
22	自転車等保管所の集約化	31新規	交通課	26	
(3) 補助金・負担金の適正化	23	補助金・負担金の見直し	主要	企画政策課・関係各課	27
	24	はなバス事業の見直し		交通課	28

基本方針Ⅲ 効果的なサービス提供の仕組みづくり

推進項目	番号	実施項目	種別	担当課	掲載ページ
(1) 地域の多様な活動主体との連携と協働	25	公園管理業務の効率化		みどり公園課	29
	26	道路維持管理業務の効率化		道路管理課	30
(2) 民間活力の活用促進	27	公民連携事業の推進	31新規 主要	公共施設マネジメント課・ 企画政策課・関係各課	31
	28	窓口業務の効率化と市民サービスの向上		企画政策課・情報推進課・ 市民課・関係各課	32
	29	高齢者福祉施設の運営体制の見直し		高齢者支援課	33
	30	保育園の運営体制の見直し		保育課	34
	31	こどもの発達センターひいらぎの運営体制の見直し		健康課	35
	32	現業職場の委託化等の推進（給食調理作業）		保育課・学務課	36
	33	指定管理者制度の効果的活用		企画政策課・文化振興課・ スポーツ振興課・障害福祉課・ みどり公園課・関係各課	37
34	市作成刊行物の集約化等の推進		企画政策課・秘書広報課・ 関係各課	39	
(3) 戦略的な組織体制の構築と人材育成の充実	35	戦略的な組織体制の構築と人材育成	31新規 主要	企画政策課・職員課・関係各課	40
	36	任期付職員・会計年度任用職員の活用	31新規	職員課・企画政策課	41

基本方針Ⅳ 安定的な自主財源の確保

推進項目	番号	実施項目	種別	担当課	掲載ページ
(1) 徴収率の向上	37	徴収体制の連携・強化	主要	納税課・保険年金課・高齢者支援課・ 保育課・児童青少年課	42
(2) 市有財産の有効活用による歳入の確保	38	未利用市有地等の処分・有効活用	主要	公共施設マネジメント課・ 関係各課	44
	39	公共施設駐車場使用料の適正化		企画政策課・総務課・関係各課	45
	40	自転車駐車場の管理運営体制の見直し	31新規	交通課	46
	41	市有財産の有効活用	31新規	企画政策課・公共施設マネジメント課・ 関係各課	47
(3) 新たな歳入項目の創出	42	有料広告の有効活用		企画政策課・関係各課	48
	43	寄附金制度等の有効活用		秘書広報課・関係各課	49

※種別欄（補足説明）

主 要：第4次行財政改革大綱後期基本方針に基づき、長期的な視点で継続的に取り組む必要があると認められる項目

31新規：第4次行財政改革大綱アクションプラン（平成31年度版）から新たに追加した項目

項目番号	11	担当課	下水道課	種別	主要	
実施項目	下水道事業会計の健全化					
目的	独立採算制の原則を踏まえ、一般会計からの基準外繰入金の抑制を図る。					
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度に公共下水道プランの改定（経営戦略の策定）を行い、将来需要予測を反映させながら、下水道施設への投資・財政計画を策定する。 ・下水道審議会において、公共下水道プランの改定、下水道使用料等の適正な水準を検討する。 					
実施内容		実施時期				
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
1	公共下水道プランの改定		改定	実施・検証		
2	下水道使用料等の検討			諮問・答申	答申をふまえた対応・検証	
評価指標		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
1	経費回収率	目標数値	100%	100%	—	—
		実績数値	—	—	—	—
	効果額	—	—	—	—	—
効果額の捉え方		前年度比で一般会計からの基準外繰入金の縮減額を効果額とする。				
参 考		<p>【令和元年度の主な取組結果】 平成31年4月1日から、公営企業会計に移行</p> <p>【経費回収率の状況】 平成30年度決算数値 103.5% (参考) 26市平均 102.5%</p> <p>※経費回収率 : 汚水処理に要した費用に対する下水道使用料による回収率 ※基準内繰入金 : 公共性が高く法令等により税負担をもって行うことが認められている経費（雨水処理経費など） ※基準外繰入金 : 上記以外（赤字補填など）</p>				